

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		保護の変更の申請に対する処分
根拠条例・規則等名		① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号） ② さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さい たま市規則第 43 号）
条 項		① 第 24 条第 9 項 ② 第 2 条第 1 項
所 管 部 課		区役所 健康福祉部 福祉課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	福祉事務所長は、被保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族から保護の変更の申請があった場合は、被保護者の生活状態を調査し、必要と認められる場合は保護の変更を行う。
	設定等年月日	昭和 25 年 5 月 4 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	総日数 14 日（土日・祝日等を含む）
	設定等年月日	昭和 25 年 5 月 4 日設定 平成 23 年 3 月 31 日最終改正
備 考		